

重点的な取組、共通的な取組

令和3年度の調達改善計画								令和3年度上半期自己評価結果 (対象期間: 令和3年4月1日～令和3年9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成	予定時期					定量的	定性的			
本庁の取組								本庁の取組									
○		一者応札及び随意契約の改善	<p>[一者応札の改善]</p> <p>・より競争性の高い目標を目指す観点から、新規事業者への声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間・契約履行期間の延伸、必要に応じ仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査の実施とその要望の反映など、より多くの業者が入札参加できるよう改善を図る。</p>	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27		令和3年度中	A	H27	<p>一者応札を改善するため、昨年度に引き続き、次の取組を実施した。</p> <p>・複数事業者参入に向け、情報発信に取り組んだ。</p> <p>・入札不参加者から可能な限り辞退アンケートを徴取して辞退理由を考慮し、次回以降の契約に反映できるよう努めた。</p> <p>・新規案件等必要に応じて入札説明会を実施した。</p>	A	<p>・前年度一者応札であった案件について、新規事業者への積極的な声かけにより、3案件において複数者応札が確保された。</p> <p><内訳> 警察装備品 2件 その他役務 1件</p> <p>・50案件について、延べ226者からアンケートを徴取した。</p>	<p>・過去の同案件及び同種案件への参加業者等に対して公開済みの調達情報を積極的に発信することにより、複数者応札となった。</p> <p>・アンケート調査により、改善に向けた方策を検討することができた。</p>	-	<p>・より高い競争性確保のため、新規事業者への声かけ、入札公告の掲載期間の延伸、十分な履行期間の確保、仕様書の見直し、必要に応じた入札説明会の実施、入札不参加者へのアンケート調査とその要望の反映等、改善に向けた取組を根気強く継続していく必要がある。</p>	・引き続き、競争性の確保に向けた取組を推進する。
			<p>[公募の活用]</p> <p>・一般競争契約において一者応札となった案件などについて、実質的な競争性を確保するための取組を実施した上で、改善しない案件については、公募を行った上で競争性のある随意契約に移行し、価格交渉により経済性を確保する。</p>	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H29		令和3年度中	A	H29	<p>・公募を実施し、複数の参加意思が確認できた場合は競争入札を実施し、随意契約によることとなった場合は、見積価格を精査し、価格交渉を実施する等経済性の確保に努めた。</p>	A	<p>・公募の実施により、73件の契約を締結した。</p> <p>・随意契約において、価格交渉を実施した結果、15案件において契約金額が初回提示額より削減された。(約0.8億円)</p>	-	-	<p>・一般競争契約において一者応札となっている案件のうち、特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれる案件については、公募を実施し、随意契約への移行の可否について検討していく必要がある。</p>	<p>・引き続き取組を実施し、随意契約に移行する場合は、競争性・経済性の確保に努める。</p> <p>・随意契約による場合は、実績価格、市場価格等を参考に見積価格を精査することにより、経済性の確保に努める。</p>
			<p>[一者応札及び随意契約の改善]</p> <p>・警察装備品について、過去に同内容の契約において一者応札となった案件や当該物品を提供できる者が一者であると想定される場合について、実質的な競争性を確保するための取組を実施した上で、改善しない案件については、公募を行った上で競争性のある随意契約に移行し、価格交渉により経済性を確保する。</p>	・一者応札の割合が多い事業について、重点的な見直しをする必要があるため。	A	H29		令和3年度中	A	H29	<p>・入札参加可能事業者の調査及び調達案件の情報発信により複数者応札を確保するとともに、随意契約による場合は公募を実施し、価格交渉を行うことにより、経済性の確保に努めた。</p>	A	<p>・2案件について、一者応札が改善された。</p>	-	-	<p>・応札可能事業者の調査、調達スケジュールや仕様の見直し等改善に向けた取組を実施し、随意契約による場合は、実績価格、市場価格等を参考に見積価格を十分精査し、価格交渉を行っていく必要がある。</p>	・引き続き、一者応札改善のための取組を実施し、随意契約による場合でも競争性・経済性の確保に努める。
			<p>[少額随意契約の改善]</p> <p>・少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。</p>	・少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27		令和3年度中	A+	H26	<p>・少額随意契約案件は、原則オープンカウンターを実施し、競争性の確保に努めた。</p>	A	<p>・オープンカウンター方式により129件の契約を締結し、少額随意契約案件の競争性の確保に努めた。</p>	-	-	<p>・オープンカウンターの実施には十分な公告期間を確保する必要があるため、計画的な調達スケジュールを組む必要がある。</p>	・要求原課と契約部門が緊密に連携し、引き続き積極的な活用を努める。
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>[一者応札の事前審査及び事後審査の実施及び強化]</p> <p>・要求原課と契約部門の間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。 また、一者応札となった個別の案件及びその要因について一覧を作成し、公表する。</p>		A	H29		令和3年度中	A+	H29	<p>・令和2年度下半期において一者応札であった77案件について、事後審査を実施した。</p>	A	-	<p>・一者応札となった原因について、要求原課と契約担当課において情報共有が図られた。</p>	-	<p>・審査にあたっては、次回調達において改善が図られるよう、一者応札となった要因を多角的に検証し、実効性のある審査を実施する必要がある。</p>	・審査結果を分析し、担当者間で共有の上、引き続き一者応札改善に向けた取組を実施する。
	○	電力調達・ガス調達の改善	<p>[電気調達・ガス調達の改善]</p> <p>・再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を、一般競争により実施する。 なお、ガス調達の一般競争契約の実施予定はない。</p>		A	R3		令和3年度中	-	-	<p>・電気調達は、新年度当初契約するものと、長期継続契約に基づき下半期するものについて、一般競争入札を実施している。</p> <p><内訳> 新年度当初契約 2件 下半期契約 1件</p>	A	<p><電力に係る契約状況> 競争契約 2件 ・うち再エネ比率30%以上となる契約 1件</p> <p><電力に係る応札状況> 複数者応札 2件</p>	-	-	<p>・過去の入札参加業者のうち、再生可能エネルギー比率30%以上に対応できる業者が限定されていた。</p>	・再生可能エネルギー比率30%以上に対応可能事業者の把握のほか、十分な準備期間を確保するため、計画的な調達スケジュールに留意していく必要がある。

令和3年度の調達改善計画								令和3年度上半期自己評価結果 (対象期間: 令和3年4月1日～令和3年9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
地方の取組								地方の取組									
○	一者応札及び随意契約の改善	[一者応札の改善] ・より競争性の高い目標を目指す観点から、新規業者の参入機会拡大を図るため、声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間・契約履行期間の延伸、必要に応じ仕様の見直し、入札説明会の実施など、より多くの業者が入札参加できるよう改善を図る。	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	・前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和3年度中	A	H27	一者応札の改善方策として ・ 入札案件の周知 ・ 調達時期の見直し ・ 仕様の見直し ・ 公告期間の延長について重点的に取り組み、その効果について測定した。	A	・ 令和2年度中に一者応札となり、令和3年度上半期に同種の入札があったもののうち31%の契約で一者応札が解消された。 ＜一者応札解消件数(総数)＞ 令和3年度上半期 38件(122件) (解消率 31.1%) 令和2年度上半期 67件(151件) (解消率 44.4%) → R 2上半期比 △13.3%	・ 各種施策により、新規応札業者が漸増し、競争性が向上した。	-	・ 複数年にわたって一者応札が継続している案件であって、改善が困難な案件が多数見受けられる。 ・ 効果の測定について、昨年度と全く同じ契約というものは少ないため、金額での前年比較が難しい。	・ 案件に応じ、入札案件の周知、時期の見直し、仕様の見直し等を、根気強く継続していく必要がある。 ・ 金額ではなく、一者応札に占める解消率等を算出して指標を見える化し、更なる一者応札の改善を図る。	
										【入札案件の周知】 ・ 過去に近似した入札に参加している業者や、近隣官署の同種入札に応札している業者等に、入札公告内容を広報するなどし、応札業者数の拡大を図った。	-	・ 一者応札解消件数 20件 ・ 削減金額(予定価格比) 18,188千円	・ 新規参入業者が増加したことにより、例年同種の契約を締結している案件でも、従前の業者との競争性が高まった。	-	・ 定期健康診断業務委託契約について、大手企業等は継続して同一の業者に依頼しており、当該業者は大口の契約相手方の対応により入札に対応できない場合があった。	・ 調達時期の見直し等と複合的に実施した方が効果的である場合がある。	
									【調達時期の見直し】 業務に支障の無い範囲で過去の事後審査等で把握した業者の繁忙期等を避けた調達時期とすることで、応札業者の参加意欲の向上を図った。	-	・ 一者応札解消件数 0件 ・ 削減金額(予定価格比) 0千円	-	-	-	・ 不定期なもの、突発的な契約等には対応できない。 ・ 案件ごとに適正な調達時期を不断に見直ししていく必要がある。 ・ 外的要因についても検討する必要がある。		
									【仕様の見直し】 同等品等の参入機会を拡大するため、仕様要件について、緩和可能な箇所がないか要求原課と精査を行う、履行範囲が広範すぎる場合は範囲を限定する等の仕様の見直しを実施し、応札機会の拡大を図った。	-	・ 一者応札解消件数 6件 ・ 削減金額(予定価格比) 10,209千円	-	・ 仕様の見直しにより、新規業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。 ・ 仕様の簡素化を図ったことにより、結果的に昨年度と同一の業者が落札したが、競争性も高まり、落札率が大きく下がった案件があった。	-	・ 調達により達成すべき目的から仕様を検討すると、対応可能な業者が限られてしまう場合もある。 ・ 過去に見直しを行った案件であっても、業者からの聞き取りや調達により達成すべき目的の精査を行うことにより、仕様上の改善点等を発見することができる。		
									【公告期間等の延長】 公告期間や履行期間等を従前よりも延長し、業者の目に触れる機会や、新規参入業者が必要な準備期間を取ることができるようにし、入札参加意欲の向上を図った。	-	・ 一者応札解消件数 7件 ・ 削減金額(予定価格比) 10,206千円	-	・ 仕様の見直しにより、新規業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。	-	・ 公告期間等の延長により新規参入業者の増加の可能性があるかどうか、事前に効果を検討する必要がある。 ・ 電気・ガスの調達等、準備に相当の期間を要する契約では、より効果的である。		
		[少額随意契約の改善] ・ 少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	・ 少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	・ 前年度におけるオープンカウンター方式の実施件数を上回る件数を目指す。	令和3年度中	A	H27	・ 少額随意契約案件のうち、各官署の実情に応じた条件を設定して、オープンカウンター方式による調達を実施した。	A	・ 全119官署のうち、106官署でオープンカウンター方式を導入し、合計786件で採用した。 ＜実施数＞ 令和3年度上半期 106官署・786件 令和2年度上半期 105官署・696件 → 令和2年度上半期 +1官署・+90件	・ 新規応札業者が漸増し、競争性・透明性が向上した。 ・ 継続的に実施している官署では、業者側でも定着してきている。 ・ 官公需対象の業者等からの応札があった。 ・ 業者選定の手間が省ける等、見積書徴取に係る事務の簡素化が図られた。	-	・ 業者の目に触れることが大前提のため、ウェブサイトだけではなく各種機会を通じて継続的に周知を図る必要がある。 ・ 公告期間等を長めにとる必要があるため、調達までに従来よりも時間を要する。 ・ 新規参入業者の増加に伴い、履行能力の有無の判断に迷う者からの問い合わせも増えており、確認作業に時間を要している。	・ 制度導入直後は、業者への周知等、業務負担が一時的に増加する可能性があるが、制度の浸透度に比例して業務負担は減少する傾向にあり、結果的に合理化につながっている。 ・ 幅広い契約で制度を導入した方が、浸透度が高い傾向がある。	

令和3年度の調達改善計画								令和3年度上半期自己評価結果 (対象期間：令和3年4月1日～令和3年9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>[一者応札の事前審査及び事後審査の実施及び強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。 一者応札となった案件について、入札辞退者に対し、可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。 一者応札となった個別の案件及びその要因について、一覧表を作成し、公表する。 		A	H29	<ul style="list-style-type: none"> 対象案件がある全所属による実施を目指す。 高落札率で一者応札が複数回継続している案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。 	令和3年度中	A	H29	<p>【事前審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続して一者応札となっている契約案件を中心に対応可能業者の調査、参入可能性、仕様要件及び入札参加資格要件等について、要求原課と検討を行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 11官署において16件の事前審査を実施した。 <p><実施件数> 令和3年度上半期 11官署・16件 令和2年度上半期 17官署・27件</p> <p>→令和2年度上半期比 △6官署・△11件 ※事前審査対象案件減少による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査の結果、参入障壁の撤廃につながり、競争性が回復し、落札率が大きく下がった事案があった。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な資機材の調達に係る契約では、仕様上の要件が厳しく、仕様の見直しが行えないことから、結果的に入札参加者が限られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札となる蓋然性が高い専門的な契約については、公募等を活用し、潜在的な取組可能業者の発見に努める。 法で定められた点検業務等については、仕様の緩和等は困難であり、入札参加資格の取得方法等の案内も含め、継続的に業者の新規開拓を行う必要がある。
										<p>【事後審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札説明会に参加したもののうち、入札を辞退した業者に対し、アンケート票・聞き取り調査等を実施し、次回契約の参考とした。 業者からの聞き取り結果等を参考に、要求原課との検討会を実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> 50官署において105件の事後審査を実施した。 <p><実施件数> 令和3年度上半期 50官署・105件 令和2年度上半期 54官署・108件</p> <p>→令和2年度上半期 △4官署・△3件 ※事後審査対象案件減少による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後、同種契約を締結する際の課題点等の整理をすることができた。 要求原課と契約担当課との意思疎通を図ることで、競争性の向上に向けた課題の整理が進んだ。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 数年にわたって同一の業者が継続して入札していた案件について、他の業者が応札意欲を無くし、一者応札が継続しているケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 事後審査において分析した案件については、当該要求原課だけではなく、他課へも情報提供を行い、類似契約の見直しに活用する。 人員の確保等に時間を要する労働集約型の案件では、業者側の準備期間を十分に検討する必要がある。 	
										<p>【一者応札一覧表の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上半期分について取りまとめを実施し、ウェブサイトにて公表予定。 	C	-	-	R3.12 予定	-	-	
	○	地方支分局等における取組の推進	<p>[開札方法の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札書の提出日を開札時として、応札者が一者の場合、他に競争相手がおらず、結果的に高い落札率となることを避けるため、開札の立会い前までに入札書の提出期限を設定する。 		A	H29	<ul style="list-style-type: none"> 対象案件がある全官署で実施を目指す。 	令和3年度中	A	H30	<ul style="list-style-type: none"> 入札書の提出締切りを開札前までとする取組を推進した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 全119官署のうち、111官署で締切日を開札時以前に設定した(実施率93.3%)。 <p>→令和2年度上半期 +4.3%改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業者が他の応札者の動向を把握できないため、結果的に一者応札となる場合でも一定の競争効果が働いた。 業者同士が顔を合わせないため、談合の防止等、不正行為への一定の抑止効果がある。 事前に開札準備をすることができると、業務負担が軽減される。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 応札業者は入札書提出時と開札時の2度来庁しなければならず、負担となっている場合がある。 開札時に来庁しない業者もあり、入札が不調だった場合に、当日の再入札ができない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 業者の2度来庁することへの負担を軽減するため、入札書提出の締切を開札日の午前、開札を午後にする、業者の負担軽減と競争性双方に一定の効果がある。

令和3年度の調達改善計画									令和3年度上半期自己評価結果（対象期間：令和3年4月1日～令和3年9月30日）																																										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント																																		
							目標達成予定時期						定量的	定性的																																					
	○	地方支分局等における取組の推進	<p>[指導教養]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方における調達改善の取組を一層推進するため、管区主催の専科教養で調達改善の指導教養を行う。 対面による教養のほか、リモート等を活用した指導教養方法等について検討を行う。 		A	-		令和3年度中	A	-	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策のため、例年実施している集合形式での検討会、研修等はほとんどの官署で実施することができなかった。 	C	<ul style="list-style-type: none"> 集合研修方式 … 2件 官署内ネットワークを利用したオンラインでの教養等を実施 … 3件 	<ul style="list-style-type: none"> 調達に係る問題点、改善方策等の情報共有を図った。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 集合研修方式に比べ、討議等の困難なリモート形式の研修では教養効果が劣る。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策と両立する、より効果の高い指導教養方法について調査研究を行う。 																																		
	○	電力調達・ガス調達の改善	<p>[電気調達・ガス調達の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧又は特別高圧電力供給契約について、再生可能エネルギー比率30%以上の電力の調達を実施する。 競争性のない随意契約となっている電力及びガス供給契約について、競争入札への移行を推進する。 一者応札となっている電力調達契約について、公募等により複数者応札による競争への移行を推進する。 電力供給契約の合理化のため、一般送配電事業者をまたいだ契約のほか、複数の庁舎をまとめて入札する等の合理化の検討を行う。 		A	電気(R3) ガス(H29)	<ul style="list-style-type: none"> 地域性等を考慮した上で、実施可能な官署において全所属の実施を目指す。 	令和3年度中	A	<ul style="list-style-type: none"> 電気(R3) ガス(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象契約の統合等の合理化について検討した上で、実施可能施設から競争契約に移行した。 既に競争契約となっている案件についても、競争性の向上を図るための施策を実施した。 <p><電力></p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧又は特別高圧電力供給契約について、仕様の検討等を実施し、対応可能な官署から順次再生可能エネルギー比率30%以上となる契約に移行している。 <p><ガス></p> <ul style="list-style-type: none"> 競争契約とした場合に供給可能な事業者の有無について調査等を実施する等、競争入札への移行可能性を検討した。 	A	<p><電力に係る契約状況></p> <table border="1"> <tr><td>競争契約</td><td>77件</td></tr> <tr><td>うち再エネ比率30%以上</td><td>27件</td></tr> <tr><td>契約の統合</td><td>+ 3官署</td></tr> <tr><td>競争契約移行</td><td>+ 1官署</td></tr> </table> <p><電力に係る応札状況></p> <table border="1"> <tr><td>一者応札</td><td></td></tr> <tr><td>令和3年度上半期</td><td>12件</td></tr> <tr><td>令和2年度上半期</td><td>32件</td></tr> </table> <p>複数者応札</p> <table border="1"> <tr><td>令和3年度上半期</td><td>65件</td></tr> <tr><td>令和2年度上半期</td><td>48件</td></tr> </table> <p><ガスに係る契約状況></p> <table border="1"> <tr><td>競争契約</td><td>6件</td></tr> <tr><td>競争契約移行</td><td>+ 1官署</td></tr> <tr><td>移行検討中</td><td>+ 8官署</td></tr> </table> <p><ガスに係る応札状況></p> <table border="1"> <tr><td>一者応札</td><td></td></tr> <tr><td>令和3年度上半期</td><td>2件</td></tr> <tr><td>令和2年度上半期</td><td>0件</td></tr> </table> <p>複数者応札</p> <table border="1"> <tr><td>令和3年度上半期</td><td>4件</td></tr> <tr><td>令和2年度上半期</td><td>5件</td></tr> </table>	競争契約	77件	うち再エネ比率30%以上	27件	契約の統合	+ 3官署	競争契約移行	+ 1官署	一者応札		令和3年度上半期	12件	令和2年度上半期	32件	令和3年度上半期	65件	令和2年度上半期	48件	競争契約	6件	競争契約移行	+ 1官署	移行検討中	+ 8官署	一者応札		令和3年度上半期	2件	令和2年度上半期	0件	令和3年度上半期	4件	令和2年度上半期	5件	<ul style="list-style-type: none"> 電気調達について、入札可能な全ての案件について競争入札化を達成した。 再生可能エネルギー比率30%以上となる電力調達について、おおよそ全ての官署で実施可能であることが判明した。 契約を統合した結果、競争性が向上した。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 競争契約化から年数が経過した案件では、毎年の競争により業者の採算性が低下し、応札業者が減少する傾向にある。 再生可能エネルギー比率30%以上となる電力調達に対応できないため、入札を辞退する業者がいる。 ガス契約については、いまだ市場が電力ほど形成されておらず、競争契約化が難しい場合が多い。 ガス空調等を導入している施設では、既存の長期継続契約のガス空調大口契約を継続した場合の方が経済性が高い可能性があるため、競争入札を実施せずに長期継続契約としている場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争性が低下し、一者入札となっている契約案件等については、契約時期を業者の繁忙期からずらす、契約期間を延長する等の方策を検討する。 再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達に対応可能な事業者に対し、案件の周知を行う必要がある。 電力契約の統合については、特定調達への該当性についても留意する必要がある。 応札可能な供給事業者の情勢について、継続して情報収集を行う必要がある。
競争契約	77件																																																		
うち再エネ比率30%以上	27件																																																		
契約の統合	+ 3官署																																																		
競争契約移行	+ 1官署																																																		
一者応札																																																			
令和3年度上半期	12件																																																		
令和2年度上半期	32件																																																		
令和3年度上半期	65件																																																		
令和2年度上半期	48件																																																		
競争契約	6件																																																		
競争契約移行	+ 1官署																																																		
移行検討中	+ 8官署																																																		
一者応札																																																			
令和3年度上半期	2件																																																		
令和2年度上半期	0件																																																		
令和3年度上半期	4件																																																		
令和2年度上半期	5件																																																		

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

- ・A+ : 効果的な取組
- ・A : 発展的な取組
- ・B : 標準的な取組

【進捗度】

以下の指標に基づき進捗度を記載。

- ・A : [定量的な目標] 目標進捗率90%以上
[定性的な目標] 計画に記載した内容を概ね実施した取組
- ・B : [定量的な目標] 目標進捗率50%以上
[定性的な目標] 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等）との調整を行った取組
- ・C : [定量的な目標] 目標進捗率50%未満
[定性的な目標] 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

令和3年度調達改善計画		令和3年度上半期自己評価結果（対象期間：令和3年4月1日～令和3年9月30日）																																		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか）																																	
			定量的	定性的																																
[共同調達等の有効活用] ・ 調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。	継続	（本庁） <共同調達> ・ 令和2年度に引き続き、警察庁、総務省及び国土交通省と「紙類」、「クリーニング」、「速記」及び「宅配便」の共同調達を実施した。 ・ 令和2年度に引き続き、警察庁、総務省、国土交通省及び独立行政法人統計センターと「O A 消耗品」、「清掃用消耗品」、「非常食等」の共同調達を実施した。 ・ 令和2年度に引き続き、警察庁、東京都警察情報通信部、総務省、国土交通省と「車両用燃料」の共同調達を実施した。 ・ 令和2年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部、関東管区警察学校、東京都警察情報通信部、総務省、国土交通省及び独立行政法人統計センターと「事務用消耗品」の共同調達を実施した。 <一括調達> ・ 令和2年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部及び関東管区警察学校と「雑貨」の購入について一括調達を実施した。 ・ 令和2年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部、関東管区警察学校、関東管区警察学校、東京都警察情報通信部と「複写機用用紙」の一括調達を実施した。	<一括調達> ・ 「雑貨」 ※単価は税抜 一般競争入札を実施したところ、前年度と異なる事業者との契約となった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレットペーパー</td> <td>49円</td> <td>50円</td> <td>+1円</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯(Hf)</td> <td>250円</td> <td>350円</td> <td>+100円</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯</td> <td>430円</td> <td>470円</td> <td>+40円</td> </tr> </tbody> </table> ・ 「複写機用用紙」 ※単価は税抜 一般競争入札を実施し、前年度と異なる事業者との契約となった。予定数量が前年度と異なるものの、契約単価は減少した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 4</td> <td>1,321円</td> <td>1,227円</td> <td>△94円</td> </tr> <tr> <td>A 3</td> <td>1,585円</td> <td>1,473円</td> <td>△112円</td> </tr> <tr> <td>B 4</td> <td>1,981円</td> <td>1,856円</td> <td>△125円</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	増減	トレットペーパー	49円	50円	+1円	蛍光灯(Hf)	250円	350円	+100円	蛍光灯	430円	470円	+40円		R2	R3	増減	A 4	1,321円	1,227円	△94円	A 3	1,585円	1,473円	△112円	B 4	1,981円	1,856円	△125円	-
			R2	R3	増減																															
トレットペーパー	49円	50円	+1円																																	
蛍光灯(Hf)	250円	350円	+100円																																	
蛍光灯	430円	470円	+40円																																	
	R2	R3	増減																																	
A 4	1,321円	1,227円	△94円																																	
A 3	1,585円	1,473円	△112円																																	
B 4	1,981円	1,856円	△125円																																	
（地方） ・ 71官署において共同調達を実施した。	<実施官署数> 令和3年度上半期 71官署 令和2年度上半期 70官署 →令和2年度上半期比 +1官署 <実施件数（延べ数）> 令和3年度上半期 325件 令和2年度上半期 513件 →令和2年度上半期比 △188件	・ 共同調達により契約事務を一元化したことにより、契約事務担当者の負担軽減、業務合理化を図ることができた。 ・ 他官庁の担当者と共に共同調達の事前調整を行うことで、他契約についても情報交換を実施することができた。																																		
[クレジットカードの利用] ・ 少額な随意契約案件への対応として、インターネット取引による物品調達の拡大を図るなど、引き続きクレジットカード決済を行う。	継続	（本庁） ・ 廃版となった書籍購入や少額の調達案件に活用した。	・ 令和3年度上半期では、書籍の購入等において5件の取引を実施し、従来の事業者見積と比較して、約2千円の削減効果があった。	・ クレジットカードを利用したインターネット取引を実施することで手続の効率化が図られた。																																
		（地方） ・ 4官署において光熱水費の支払に活用した。	<調達実績> 令和3年度上半期 0件 0万円 令和2年度上半期 2件 約4万円 →令和2年度上半期比△2件△4万円	-																																
[政府調達セミナーの開催] ・ 外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催し、新規業者の参入促進を図る。	継続	（本庁） ・ 令和3年度において調達が見込まれる案件について、政府調達に関心のある内外の供給者等に情報提供を行い、新規事業者の参入促進を図った。	-	・ 外務省主催(R3.4.28開催)の政府調達セミナー（オンライン）に参加した。 ・ 警察庁独自の政府調達セミナーについて、集合形式での開催は見送り、希望者に対して資料配付を行い新規事業者の参入促進を図った。																																
[特定調達契約審査委員会の審査] ・ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。	継続	（本庁） ・ 令和3年度において、本庁分4案件(約1.1億円)、地方分1案件（約0.4億円）について特定調達審査委員会を実施し、随意契約の可否について審査を行った。	-	・ 特定調達契約審査委員会の審議結果により、随意契約であっても公募を実施することで、常に競争参加の機会を設けている。																																
[人材育成] ・ 警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導において、調達改善の進捗状況を点検し、適切な指導教養を行う。 ・ 警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 ・ 本庁が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 ・ 指導教養等について、対面によらない方法について検討を行う。	継続	（本庁） ・ 調達事務に従事する担当者の事務処理の向上のための指導教養・情報発信を行った。	-	・ 適正な調達事務に資するため、業務のポイント等を示した資料を配布する等、担当者の事務処理の向上を図った。 ・ 警察庁が実施した研修において適正な会計経理についての指導教養を行った。																																
[情報共有] ・ 調達改善計画の自己評価結果等を地方支分部局に発出し、有効な取組の情報共有を図る。	継続	（本庁） ・ 調達改善の取組について、情報共有を図った。	-	-																																

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間：令和3年4月1日～令和3年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【内山 融 委員・東京大学教授】

意見聴取日【10月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>・令和3年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>新規業者への声かけや入札不参加者へのアンケート実施など一者応札の改善、公募の活用などのさまざまな取組を通じ、調達の改善が図られている。この点は高く評価したい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のため集合形式の研修が多くの部署で見送られたとのことだが、オンライン研修を活用するなどして指導教養には怠りのないようになりたい。</p> <p>今後も、全庁的・総合的な観点から調達改善を進めていただきたい。特に、情報通信技術、デジタル技術を活用した調達改善について工夫していただけると幸いである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各案件に合わせた調達改善に取り組みつつ、警察庁としての達成度が定期的に検証できるよう、全体の指標の見える化と継続的な効果測定を行い、実効性のある調達改善計画の推進に努めてまいります。 ・オンライン研修の活用を含め、当庁の実情に合わせた効果的な教養カリキュラムについて、引き続き調査研究・検討を進めてまいります。 ・情報セキュリティに配慮しつつ、調達プロセスにおけるデジタルイゼーション、デジタルイゼーションを検討し、調達の改善に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【藤森 恵子 委員・公認会計士】

意見聴取日【10月29日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>・令和3年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年実施している集合研修がほとんど実施できていないということであったが、研修内容が共通なのであれば、ビデオコンテンツを作成し、オンライン教養に活用すればよいのではないかと。また、そうした教養の際には、ビデオコンテンツの視聴と併せて、ディスカッションの機会を設け、理解度テストを実施すること等により、教養効果の確保を行えばよいのではないかと。</p> <p>調達改善の取組については、継続的に実施し、一定の成果を収めていることは評価できるので、引き続き調達の改善に取り組んでいただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオコンテンツの活用や双方向の討議等も視野に入れたリモート形式での教養カリキュラムについて、当庁の実情に合わせ、検討を進めてまいります。 ・今後も案件に応じた調達改善の取組を継続し、実効性のある調達改善計画の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【石川 剛 委員・弁護士】

意見聴取日【10月29日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>・令和3年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>本庁、地方共に、一者応札に対するアンケートの実施がなされ、相当数の複数者応札が確保されたとのことである。特に、地方では31%について改善が見られたとのこと、良い結果であると考え。引き続き一者応札の改善に向けた取組を継続されたい。他方で、実施において明らかとなった課題については、工夫を重ねて効果的な調達とされたい。</p> <p>地方支分部局における指導教養については、リモートによる討議の困難さが指摘されている。少人数での討議とするなど、やり方次第では双方向の討議が充実する方法もありうるため、引き続き効果的な実施方法を検討されたい。</p> <p>電力・ガスに関する調達については、さらなる競争の向上に努力されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調達の公正性、透明性及び経済性を図るため、一者応札となった案件の課題を明らかにしてその実効的な解決策を模索し、引き続き一者応札の改善に努めてまいります。 ・リモート形式での指導教養については、当庁の実情に合わせ、引き続き効果的な実施方法の検討を進めてまいります。 ・電力調達・ガス調達については、各官署の所在する地域の特性も踏まえつつ、競争性が担保されるよう、適正な調達の研究に努めてまいります。